



昭和37年2月10日印刷
昭和37年2月15日発行

奈良市民だより (第70号)

発行所 奈良市役所
編集兼発行人 市民課長 木山 弘
印刷所 共同印刷工業株式会社

奈良市の人口

(昭和36年12月末)

世帯数 33,776
人口 137,413
(男66,169 女71,244)

ドリームランドに対する

固定資産税・水道料金等の取扱問題

まえがき

奈良市に新しく設けられましたドリームランドは、昭和33年11月米駐留軍が接収を解除した黒髪山一帯の丘陵地に設けられ、35年5月地鎮祭を行ない、36年7月1日開場を見たものであります。

このドリームランドに対する昭和36年度固定資産税が安きにすぎると言われ、又ドリームランドに供給する水道料金がひくすぎるといふことから奈良市がドリームランドに対して限度を超えた優遇策をとっていることが昨秋新聞記事として発表され、市民の方々の注目せられたものと思います。更に市議会の革新クラブ議員団からもそうした問題等について申入れが市長に出されました。又投書なども寄せられました。このような事情から、市政が充分市民の皆さんに理解されていないことは今後明らかなる市政の発展に好ましくないと考えられ、あくまで市民の理解と協力に基づいた市政の円滑な運営を期するため、市長は去る12月25日市議会において特に発言を求め、こうした問題についてその所信をひききし、信念を述べたのであります。

ここにその時の議事録により市長が説明いたしました内容を詳細にお伝えして、市民各位のご理解を望む次第であります。

市長 市議会で所信表明

最近ドリームランドについて市の取扱いがいろいろ批判されております。また私に議会革新クラブ議員団から申し入れ書が参っております。『明るい市政をめざす市民のつどいの会』と言うところからも申し入れがありますが、その最終の要旨は奈良市がドリームランドに対して行き過ぎた優遇策をとっている、と言う結論に基づいてのご意見であります。

従って私はこの事について私の所信を申し上げ市民の皆様に知っていただきたいと思うのであります。

勿論私は市政の上におきまして、あるいは行き過ぎがあったり、あるいは誤りがあったといたしますならば、これを是正するのに決してやぶさかでない気持を持っております。

又今日までそうした態度で市政にのぞんで参りました。過去十年余りの間、ただひたすらに市勢の発展と市民福祉の増進のために私利私欲を忘れて誠心誠意努力して参ったと思っております。

しかるに過日の新聞紙上に発表されましたご意見はこれによって市民の疑惑を深め、あたかも市政の上に不正のあるかのごとき印象を与えておりますことは私といたしましては実に心外にたえないところであります。11月14日の新聞記事がその発端かと思いますが、一部議員の方からドリームランドに対する固定資産税が安すぎると言うような意見の発表がございました。その中に、これを是正しなければ税金の不納運動を起すと言うような記事がのつておりました。これは果してそう言う言明をされたか、されなにか、私にはわかりませんが、しかし少なくとも新聞にのりました以上は市民各位がご覧になっておられることにまちがいありません。そう言うことが強い印象となっているのではないかと、私は考えます。それでこの際この公開の席上におきまして、しかも議会におきまして私の所信を申し上げ、一般市民の方々にその真実をお伝えするということには市政をあげる市長としての責任であり義務であると信じものであるとあります。

そこで申し入れのありました案件につきまして一々所信を申し述べることといたしまして、多少時間はかかりますがご静聴を煩わしたいと存じます。

先づ第一は「黒髪山に設置されたドリームランドに対する限度を超えた優遇施策を直ちに是正すること」と書かれております。

従って果してドリームランドに対してそうした限度を超えた優遇策をとっているか、どうかと言うことが一番問題になると思っております。

これはドリームランドと市との関係のあらゆる面を觀察して果して優遇しているや否やを考えていただかなければならないので、一部分を挙げてかたよった見方をして限度を超えた優遇であると言うようなことは筋道が違っていると思っております。

最初に「ドリームランドは公共的観光施設でないから観光施設誘致条例の適用をしないこと」と書かれております。ご承知の奈良市の観光施設誘致条例というのはすべての観光施設に対する規定であります。それは一般的な観光施設に対して優遇措置を講じ奈良市に観光施設を誘致しようと考えられた結果であります。

今日法律や規定の上で観光施設の規定はございません。しかしながら社会通念の上から常識的にも、日本観光協会の発行する冊子にも「観



光」とは日常生活圏の外に出て行くリクリエーションであると解しています。

私どもが観光地、観光地と申ししますが昔はよく遊覧地と称しました。奈良へは数百万人の人が参りますが本当に学術的な意図で来られるのは僅かであつたのが「奈良へ遊びに行こう」と申しておられます。私達はこれらの方々を観光客と申しております。

観光客に対する受入れ施設を観光施設としますと、そのための交通機関、通信機関、宿泊施設から売店、娯楽、映画、演芸施設を始め競輪、競馬場もその冊子は例をあげて含んでおります。

奈良市の条例の原案では観光施設として交通施設(ケーブルカー、ロープウェイ、駐車場、空港、観光道路を最初に掲げ宿泊施設(ホテル、旅館、料理旅館、ユースホステル)それから物産館、見本市会館、更に娯楽施設、遊園地、映画館、劇場、スポーツ施設、体育館、スケートリンク、ゴルフ場、休憩施設、レストハウス、展望台、文化教養施設、天文館、動物園、美術館……こうしたものが全部含まれてはいたが、条文に一々例記しては、ぬけているものが出来ては困るというので結局「市長の適当」と認める観光施設に対して適用すると言うように出来たのであります。そうして奈良市に観光施設を誘致することについては議会でも熱心に支持されたのであります。そうした点を考えても市長が適当と認めてドリームランドにこの条例を適用して決して間違いがあるとは私は断じて考えません。

さらに考えていただきたいことはこの誘致条例はドリームランドに対していまだに適用しております。勿論私は観光施設として、これに対して協力してよいと信じています。

この観光条例を制定した由来や、あるいは観光施設の何たるかはよくお考えいただきたいと思ひます。

適正な評価額 限度を超えた優遇ではない

次に固定資産税の問題であります。これにつきましては、おそらく固定資産税の課税の実態を知っておられる方であるならば、こういう問題は出て来ないはずだと私は考えます。

順序をふんで申しますと固定資産税は評価基準年度がありまして、さきに評価基準年度に評価いたしました評価額は三年間変更がございません。たとえ社会的の経済状態によりまして値上りしたり、あるいは実際

けるのであります。

ところで固定資産税は適正な時価によって査定することになっておりますが、現今のように地価がどんどんあがっておりますと、そのあがった状態で課税することが適当であるか、どうかと言うことは大きな問題であります。

今、田地がありまして主要な道路に沿ってありますと、あるいは7、8千円から1万、1万5千円という高値で売買されています。ところがその課税は田地の査定であります。宅地になってはじめて宅地としての課税をするのであります。

田地とか、山林とか、宅地とかにつきまして適正な価格と言うことは各市町村でまちまちであります。県においてもまちまちであります。そう言う関係から自治体は市町村に対して指定価格と言うものを示してまいります。

これは一般的には、けたはずれに安い指定価格であります。これによりまして市民の方々に固定資産税を付けております。今日売買されているような値段で課税をいたしますとしますと、おそらく市民はみんなびっくりされるに違いありませんし、また市といたしましては固定資産税が二倍にも三倍にもはね上って来ることに相違ありません。そういうことは市民に対する苛酷請求と申して過言でないと思ひます。このような意味から私どもはやはりその指定価格を標準といたしまして、その前後で土地の場所的關係などを考え合せて評価させておるわけであります。

税法上のこうした立場からドリームランドは35年の末にかけて土地を買収いたしました。1月1日頃はまだ整地工事が進んでおった途中でありました。整地の結果が、果して宅地になるか、池になるかあるいは道路になるか、そんなことはわからない時でありました。従ってやむを得ず、もとの山林、あるいは宅地の価格によって評価額が決定されておるのであります。勿論この評価額の決定は評価委員やその補助員が実地にてこれを調べまして、そうして決定したのであります。私からは何らの指図はいたしておりません。ドリームランドだから安くしてやれなどとは指示いたしておりません。公正な立場において評価委員もその補助員も極めて誠実な気持でその評価額を決定いたしております。従ってその評価額をみますと現在ドリームランドが所有しているあの地域周辺の評価額と大差はございません。法蓮町、あるいは奈良坂方面における評価額とくらべて大差はありません。あの近辺は坪4円60銭、高い所で9円と言うふうな評価をいたしてあり

ます。従って奈良市民である奈良坂あるいは法蓮町の人々にもそう言う評価額によって今日税金を納めてもらっています。宅地はどうかと申しますと、法蓮あるいは奈良坂では549円から707円というように種類によって違いますが、そんなものです。

ドリームランドの入口の横に現在何か整地して駐車場にでもしようというように思われる土地がありますが、ほん道路の横で、そこも6円44銭です。こんな価格で評価額がきまっております。それもみな指定価格を標準にして大体の線をきめておるのです。しからばドリームランドはどうかと申しますと、やはり4円60銭から9円20銭で、これは土地の等級によって違いますが、その程度で山林に課税をし、宅地に対しましては547円と言うような評価を致しておるわけであります。これによりまして、その周辺における山林あるいは宅地とドリームランドが買収しました土地の評価額は大きな差はないと言うことを十分わかっていただければよいと思ひます。1月1日はそうでありました。37年の1月1日になれば40億を投資したと言われるドリームランドでございます。これに対する適正な評価をいたしまして、私は少なくとも1000万円以上の固定資産税があるのではないかと思います。私が査定するものではありませんからわかりませんが、私はそんなに期待しております。しかし昭和36年1月1日はこれはやむを得ない状態にあったと言うことをご了承いただきたいのであります。

評価委員あるいはその補助員が熱心に現状をみて評価をいたしました結果であることをお認め願ひます。

なお次に考え願ひねばならないことは、あの山林、あるいは宅地の所有者は百数十名ございました。前に進駐軍の住宅が建てておったから少くともそこを宅地として課税すべきであると言うような意見もありますが、しかしながら進駐軍がそこに住宅を持っておりましたのは、当時あの約10万坪に及ぶ土地の中でちょうど峰に相当する場所だけであります。谷であるとか、低い場所では少しも使っておりません。しかし全体を接収していたのにはまちがいありません。しかるにその当時百数十名の所有者は強制的に収用されたのであります。強制的に収用されたとは申しましてこれは国がやったのであります。国と云えども何も取り決めにしないで無慈悲に接収するわけには参りません。そこで契約書をつくりまして、この山林なり宅地なりをもとの所有者に返すときは原状回復をしてもらいたい、山は山として、宅地は宅地としてわれわれが持っておった当時の状態にして返してもらいたいと言うことをちゃんと契約しておるのであります。そうした人達の権利、あるいは契約は無視することは出来ないと思ひます。特別調達庁におきましてそういう強制収用をして、約十年間これを使つたわけで、33年収用を解除いたしました時に、そのままで所有者に渡すのであるならば直ぐ実行できたはずであります。しかし特別調達庁ではこの契約を守らなければなら



今年も奈良の伝統行事にふさわしい興福寺五流薪能が来る5月11日、12日の両日興福寺般若の芝庭で行なわれる。

い、原状に回復しなければならぬと言うことで約2年間かかちまして家屋を撤収し、石垣をこし、途中に埋没されておりました土管、鉄管を撤去し、原状回復とすることで所有者に渡したのが35年でありました。私はこうした調達庁や所有者の意思を考慮する必要があると思います。所有者が国に提供した後で、進駐軍があるいは宅地として使ったものもあるでしょう、しかしそれは一方的にその土地で、所有者はそう言う意思をもっていない、従ってその間における課税はやはり山林として、あるいは宅地として課税し、所有者も納税して来たのであります。そして最後に二年間かかって原状回復となつて所有者に渡したものである以上やはり元の状態において課税することが当然であると考えます。

特別調達はあの山の上はそういう形で返還いたしました、あの黒髪山に通じる舗装道路ができておりますのはすでに告知の通りだと思いますが、その道路の真中にも市

道でございました、しかし両端は強制収用した土地を利用してあの広さの道をつくらせておるのであります。そこでこれを原状回復いたしますと舗装をくだいてもとの田畑にしなければなりません。それではと云うので特別調達と所有者の間で相談いたしました、道路をそのままにするのが結局奈良市のためになり、市民のためになるのだと言うので、そのままに残して、特別調達は所有者に対して坪約一千円の原状回復費を支払って来たのであります。そうしたことを考えますと原状回復の状態に返還する、又返還してもらうという意思は極めて明らかであります、私もこれに対して無理に原状回復が出来ないからと言って、これは宅地であると言うような課税をするとはむしろ不当であると考えます。

固定資産税が不当に安いから直ちに是正措置をとれと言われても、そうした事を考えていただきますと出来ないものであることがわかっていただけたと思います。

3440万円の水道施設費

約2000万円はドリームランドが犠牲払う

次に「ドリームランドに対する水道料金が安すぎるから直ちに是正措置をとること」と言うことが申されております。

ドリームランドに對する水道料金が現在半額の9円と言うことで水道局が徴収しておりますが、これは非常に安いからと言う趣旨であります。水道局がそうした措置をとりましたのはどうしてであるかと申しますと水道の給水条例、これは市会で議決をいただいたので、それも私は賛成一致だったと思いますが、昨年の12月にその改正が行なわれまして、こうした減免については管理者である水道局長が適当と認める措置をとるように規定されておるのであります。観光施設であると認めた場合、水道局長である管理者が適当と認めますと5割以内の減額をしてもよろしいと言う市会の議決をいただいているのであります。市民を代表する市会の議決によるもので、奈良市の条例であります。さてこの減額につきましても考えてみますとこれが一任されている水道局長が自分の専断で決定してはなりません。水道局におきましては極めて民主的に経営協議会というものをつくっております。係長以上の職員、労働組合から8人の執行委員、そうしたものが参加して、果して観光施設であることが適当であるか、そうした事を十分に検討いたしました、水道局長が私の名前ではありますが提案をいたしました。

こうした料金の決定に労働組合の諸君までが干渉して、これは市民のためになるという意味合いからこの決定がなされたのであります。さような状態でありまして水道局がとりまいた措置を私は妥当であると信じています。何らの誤りもなければ、不正もないと申し上げてよいのであります。

次に「先に市がドリームランドに貸与しました鴻池運動公園陸上競技場はその後駐車場に使用しているが、速やかに駐車場料金と同額の寄附金をドリームランドから収納すること」と言う申し入れがござります。これは私から申しますと常識や経済を無視した要求だと思います。ドリームランドの説明によりますと、1800万円の費用をかけ、使用人を使っております、俸給その他雑費を支払わねばな

りません、仮りに市で経営いたしますも同様であります。そうした民間がやっているから、市から土地を貸しているからといって、駐車料金と同額の金をとれと言うのは、お前は一文も利益をあげてはならない、損をしておれよのだからと言うのと同じであります。

そこでこの問題につきましても、市会のご一任がありまして現在その金額について私もまじえ議長さん、前議長さんと共に金額の交渉の最中でありました。ところがドリームランドの松尾社長がアメリカに行きましたので遅れておりましたが、7月1日にさかのぼって適正な料金にかかわる寄附金をとると云うことで解決したい、そうして奈良市に損のつかないようにしたいと考えております。大体あの土地は使用させなかったとしても、只今のところでは陸上競技場に直ちに使用できる状態ではありません。陸上競技場に使えるものにするには、さらに山を削り、土地を拡張、やはり1億程の投資をせねばなりません。市の財政状態では1年

7000万円を投じた道路を本市に

市議会で市道と認定

更にもう一つの問題について申しますとあの山の中にあつた幾つかの道であります。それはいわゆる山道であります。14本ありました山道を先方が事業上買わなければならないことになりました。それはほとんど国有地でありました。そこで私の方ではそうした道を全部廃止して市民に不便をかけてはいけないと言うので、それにかかわる道路をそちらで作ってもらいたいと言うので、作らしたのが現在ドリームランドの上を通っておりますコンクリートの舗装道路、砂利舗装の道路であります。

しかもその山道を廃止して、ドリームランドが新しく作った道路を市道として市会で認定していただきました。それもまだ日も極めて浅いのであります。それには市は一文の金も出さず、ドリームランドは約7000万円の金を投じたのであります。最初20数億によってあの設備を完成しようとしたものが40億もかかるというふうなことがなつた所を見ましても、7月1日開場のための突貫工事、夫夫賃も上り、資材も上つたりして、この道路も相当高くなつたと思いますが、これは市の要求に従つて、自分の費用をかけて市道を作り、市に提供したのであります。

このようなことを考えますとドリームランドは奈良市のために相当犠

牲を払ひ、市の要求に応じたのであります。私は水道局や建設局がよく努力してくれたと言わなければならない気持で一杯であります。

そうした事などもよく考え合せていただきますと固定資産税の問題にしても、水道料金の問題を取り上げてみても、特に優遇していると言われるよりも、相当の犠牲も払ひておられるという、両方の面をお考え願いますれば、奈良市はドリームランドに對して限度を超えた優遇をしておられるなどとは断じて言えないと私は考えております。

私といたしましては法律、規則、条例に従ひその範囲内において措置したのであります、何らの不正も違法もございません。私自身も亦ドリームランドに對して特別の気持は毛頭もってはおけません。ドリームランドを誘致いたしました時は、こうした誘致条例もあります関係で、奈良市に新しいそうした観光施設が出来ますれば、昔ながらの観光地と両方相まって、奈良市により多くの観光客を迎えることが出来るものと考えまして、歓迎したわけでござります。従つて誘致については出来るだけ協力することにしたのであります。そうした話し合いの上で誘致いたしました以上、やはり協力すべきものは協力し、これを助長すべきものは助長すべきであると考えております。

私生活の上で相手をだますことが如何に道義に反するかは申すまでもありません。まして公人の立場にあって私はその約束を履行することが大切であると思ひます。それは私一人の名誉の問題ばかりでなく奈良市民を含めた奈良市の名誉にかかわることだと思ひます。もしこの一つのこと信用を失墜いたしますれば、将来奈良市は相手にされなくなり、観光施設も工場の誘致も出来るものではなくなります。

私はあくまで奈良市の信用を重んじ、奈良市の将来の発展を願ひ、市民の幸福を願ひてやまないものであります。

重ねて申しますが、色々全般的な事柄を考え合せていただきますればドリームランドに對して限度を超えた優遇をしていないと言うことを十分知っていただけると確信いたします。

……あ と が き……

鴻池運動公園用地(陸上競技場)貸付の問題については、その後去る1月18日開かれた臨時市議会におきましてドリームランドに對する貸付料を379万円とすることに議決されました。

は協力し、これを助長すべきものは助長すべきであると考えております。

私はあくまで奈良市の信用を重んじ、奈良市の将来の発展を願ひ、市民の幸福を願ひてやまないものであります。

重ねて申しますが、色々全般的な事柄を考え合せていただきますればドリームランドに對して限度を超えた優遇をしていないと言うことを十分知っていただけると確信いたします。

……あ と が き……

鴻池運動公園用地(陸上競技場)貸付の問題については、その後去る1月18日開かれた臨時市議会におきましてドリームランドに對する貸付料を379万円とすることに議決されました。

市民税県民税の申告について

3月20日迄に願ひます。

37年度市、県民税の申告書を提出していただく方は、事業所得(商業、工業、農業、水産業、医療業、著述業、その他の事業)配当所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、山林所得、退職所得のある方でありますので、申告用紙を2月中にお手許までお送りいたしますから3月20日までに提出して下さい。又給与所得者であっても、給与所得以外に前記の所得がある場合は、同様に申告していただくことになります。ただし給与所得以外の所得のない方は、申告の必要はありませんが勤務先より給与支払報告書の提出がなかった場合には申告書を提出せねばなりません。もし指定期間(37年3月1日より3月20日まで)に申告書の提出がなかった場合には、基礎控除のみしか控除されないことになり納税義務者の不利益となりますから、その申告期限までにお忘れなく提出して下さい。

△変動所得、臨時所得申告書

△給与所得者用雑損控除、医療費控除申告書

△給与所得者用繰越控除申告書

については、次の場合にそれぞれ該当する方に限り、申告書を提出せねばなりません。

(1) 変動臨時所得申告書は、原稿料、印税、作曲料、及び補償金、契約金の所得のある方。

(2) 給与所得者用雑損医療費控除申告書は、前年中に災害又は盗難を受けた医療費を支払った方。

(3) 給与所得者用繰越控除申告書は、変動所得の計算上の損失のある方。

その他申告書の附属書類として次のものがありますので、これに該当する場合は、それぞれの附属書類を添付して下さい。

(1) 扶養控除申請書

前年中に給与所得以外の所得を有しなかった方で扶養親族と世帯を同じくする他の納税義務者がいる場合に、給与支払報告書に記載された扶養控除と異なる控除を受けようとするとき。

(2) 損失明細書



お水取り

今年も仏法の灯をうけついで1200年の伝統行事であるお水取り行法が営まれる。

この行事は来る2月21日の試別火にはじまり、3月12日 初夜の報をつける大仏の鐘を合図(7時30分)に、二月堂の夜空をこがす総数12本の「かごたい松」行事を頂点にして翌13日新緑のふくらむ春のひざしをあびて終ることになるが、芭蕉の名句である。水取りや、こもりの僧の音の音が聞えてくると毎年のことながら奈良の街は急にあわただしく街全体が二月堂を中心に動き始めるのである。

前年分の所得が赤字で、その赤字のうちに変動所得の計算上の損失の金額又は、被災たな卸資産の損失の金額のある方で、市民税の所得割の計算上控除を受けようとするとき。

(3) 繰越控除明細書

変動所得の計算上の損失の金額又は被災たな卸資産の損失の金額又は雑損失で市民税の所得割について引き切れなかった金額のあるとき

(4) 資産所得合算課税明細書

生計を一にする親族のうち世帯員が資産所得(配当所得)不動産所得を有するとき。

記載要領等についての詳細は申告書の用紙をお送りするときお知らせしますが、ご不審の方は税務課市民税係までお尋ね下さい。

37年度固定資産課税台帳の縦覧

● 期 間 3月1日から20日まで
毎日 9:00 ~ 17:00

土、日、正午まで

● 場 所 奈良市役所内税務課

・とくに出張縦覧は……………
△ 伏見、富雄、都跡、平城、大安寺、東市、精華、明治各連絡所

3月1、2日の二日間

△ 田原、柳生、大御生、東里各出張所

3月6、7日の二日間

△ 狭川出張所、帯解、辰市各連絡所

3月13、14日の二日間

★ 本年は評価基準年度でありませんから家屋の新築改築、地目の変換等がなければ前年の評価額がすえおかれます。

奈良市暴力排除対策協議会の事務局は市役所市民課にあります。

